

機関制御室及び主作業室からの脱出設備等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編, S 編及び R 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

機関制御室及び主作業室からの脱出設備等に関する事項

改正理由

2008 年に発生したチリ籍船舶“Rio Blanco”等の火災事故において、機関区域での火災発生時に機関制御室に逃げ込んだ乗組員が脱出できずに死傷した事例を受け、IMO において、機関区域からの脱出要件を強化すべく SOLAS 条約の見直しが行われてきた。

現行の SOLAS 条約では、機関区域から二つの脱出経路を設けることが規定されているが、機関区域での火災の際、同区域内の閉囲された区画である機関制御室及び主作業室にいる船員に対しても、同様の脱出経路を確保することについて検討が行われた。

その結果、2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、機関制御室及び主作業室には二つの脱出経路を設ける旨、また、脱出時に下方の熱や火炎から保護する手段として、機関区域からの脱出経路となっている階段及び傾斜はしごの裏面に保護用の遮蔽板を取り付ける旨規定する SOLAS 条約の改正が行われ、IMO 決議 MSC.365(93)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.365(93)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) A 類機関区域内の機関制御室及び主作業室には二つの脱出経路を設け、そのうち一つは連続防火シェルタとする旨規定した。
- (2) A 類機関区域からの脱出設備として設置される階段及び傾斜はしごの裏面に保護用の遮蔽板を取り付ける旨規定した。
- (3) 上記(1)で要求される「連続防火シェルタ」と SOLAS 条約 II-2 章第 13.4.2.1 規則で要求される「保護された囲壁」を明確に区別するため、鋼船規則 R 編及び関連検査要領の「シェルタ」を「保護された囲壁」に改めた。